

災害発生時における物資等の緊急輸送に関する概要

1 協定締結の趣旨

地震等の大規模な災害が発生した場合に発生する、救援物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施するための手続き等に関して、奈良市と奈良県トラック協会奈良支部の間で協定を締結するものです。

2 協定の内容

(1) 応援の種類

奈良市内や被災した他自治体への食料等物資の緊急輸送

(2) 応援の要請手続

応援の要請は文書による通知としますが、迅速な対応を実現するために電話等の連絡による応援要請も可とします。

災害の状況や応援を要する事由、車両、物資の内容等を通知し要請します。

(3) 経費の負担

物資等の緊急輸送の実施に要した費用は、奈良市の負担とします。

(4) 緊急輸送に従事した者の負傷や死亡による補償

緊急輸送に従事した者の負傷、疾病又は死亡した場合には、原則として、奈良市がその損害を補償します。